

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第五百四十九號

昭和二十二年年度臨時鍼術、灸術、按摩術試験を次のよう
に施行する。

昭和二十二年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種 別 日 時 場 所

鍼術、灸術、
按摩術 學說試験 十二月廿三日 鳥取縣立
鳥取盲聾啞學校

實地試験 同 廿四日

志願者は昭和二十二年十二月二十日までに願書に自筆履
歴書、修業證明書、戸籍抄本、寫真二葉、手数料（一科
目當り）拾五圓を添付し、縣衛生課宛直接提出、試験當
日午前九時までに受験用具携帯出頭のこと。

昭和二十二年十二月二日
外 號

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當リ）
火金（時ハ翌日）

昭和二十二年十二月二日
外（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可